

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 告示 | |
| 建築基準法による道路位置の指定(五四二・五四三・山本地域振興局建設部)..... | 1 |
| 土地改良事業工事の完了の届出(秋田地域振興局農林部)..... | 1 |
| 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)..... | 1 |
| 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)..... | 1 |
| 教育委員会告示 | |
| 教育委員会会議の開催(一三・教育庁総務課)..... | 2 |

告 示

秋田県告示第五百四十二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十七日
 秋田県知事 寺田典城

告示
 建築基準法による道路位置の指定(五四二・五四三・山本地域振興局建設部)..... 1
 土地改良事業工事の完了の届出(秋田地域振興局農林部)..... 1
 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)..... 1
 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)..... 1
 教育委員会告示
 教育委員会会議の開催(一三・教育庁総務課)..... 2

| | | | | |
|---|----------------------------------|--------------------|----------------|---------------------|
| 申請者の住所及び氏名 能代市二ツ井町字下野家後三十二番地の三 有限会社成金金物店 代表取締役 成田 一哉 | 道路の位置の指定箇所 能代市二ツ井町字下野家後二十番地の十 | 道路の延長 三二・四六メートル | 道路の幅員 四メートル | 指定年月日 平成十八年六月十三日 |
|---|----------------------------------|--------------------|----------------|---------------------|

秋田県告示第五百四十三号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建

築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | |
|--|------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 申請者の住所及び氏名 山本郡三種町浜田字村上四百九十三番地 有限会社松森建築工業 代表取締役 松森 三喜男 | 道路の位置の指定箇所 能代市字鳳凰代百六十三番地六 | 道路の延長 三四・九八メートル | 道路の幅員 四・五〇五メートル | 指定年月日 平成十八年六月十三日 |
|--|------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|

平成十八年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定により、秋田市から土地改良事業(梨平地区基盤整備促進事業(用排水施設整備))に係る工事が平成十八年五月二十三日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大仙市鷲野土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年六月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

公 告

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(黒倉堰地区
ほ場整備事業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十八年七月三日から同月三十一日まで
- 三 縦覧場所 仙北市神代出張所

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十三号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年六月二十七日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

一 日時 平成十八年七月五日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

(二) 「秋田県教科用図書採択地区の設定」の一部を改正する案

(三) 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命

(四) 秋田県立博物館協議会委員の任命

(五) その他

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号

株式会社松原印刷社

電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五

E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄